

第85回徳島県個人情報保護審査会会議議事録

1 開催日時

平成28年10月5日（水）午後3時00分から午後5時05分まで

2 開催場所

徳島県庁1階 監察課情報公開個人情報担当室

3 出席者

(1) 委員

大道委員，坂田委員，末吉委員，南波委員，松永委員

(2) 事務局

監察課 熊尾情報公開個人情報担当室長 ほか
市町村課 森口課長 ほか

4 審議の内容

(1) 住民基本台帳法施行条例の一部改正について

(2) 徳島県個人情報保護条例の一部改正について

- ・個人情報保護に関する法律等の改正に伴い徳島県個人情報保護条例の規定を整備することについて

(3) 不服申立事案の審議について

- ・「退去命令をした事例等」の開示請求拒否決定事案
- ・「県有車両等事故速報」の非訂正決定事案

5 議事の概要

別紙のとおり

(別紙)

【開 会】

会 長 　ただ今から、第85回徳島県個人情報保護審査会を開会いたします。
　本日は、まず、市町村課を事務局としまして、「住民基本台帳法施行条例の一部改正」について審議を行い、その後、監察課に事務局を交替しまして、「徳島県個人情報保護条例の一部改正」の審議及び不服申立事案の審議を行う予定としております。

【審 議】

(1) 住民基本台帳法施行条例の一部改正について

会 長 　まず、最初に「住民基本台帳法施行条例の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 (市町村課) 説明)

会 長 　今、市町村課から「住民基本台帳法施行条例の一部改正」について説明がありましたが、前回この審査会でいろいろ問題になった点について、我々が言ったことを踏まえて作ったのがこの答申案ということになるわけですね。

　そういうことを含めて何か御意見あるいは御質問とかはありますか。

委 員 　これは、基本的には住民サービスということになる、という意味では、いいことだろうと思うし、十分理解はできます。

　ただ、前回申し上げたような不安感を払拭するような答申にしておかなければいけないということで、答申案の「次の事項に配慮する」というところに、「本人確認情報を収集される懸念があることから、利用事務の拡大について、十分な周知を図ること」とあります。

　これについて、先ほど御説明いただいたマイナポータルにおいて、本人確認情報がどう使われているか、調べようと思えば調べることができるといったような措置が取られているということですが、これに関しては、国として取ってるということですね。

事 務 局 　はい。

委 員 　前回も申し上げたんですけど、申請の便宜という点ではいいのですが、関連事務の担当部署が増えるということにもなるわけですね。

　例えば学校事務とか医療事務とか。

　まあ県の職員には限るということですが。

事 務 局 　関与する者が増えるということです。

委 員 　そこら辺りが一番問題となるところですが、個人情報保護の対策は徹底されるということですのでよろしいですか。

事 務 局 　はい。

先ほど申しましたように、所属ごとに事務処理の手順を決めるということもございますし、また、答申案にもございますように、研修等もしっかりやっていきたいと考えております。

委員 手順とは、例えば、（他の委員の）皆さんも、報酬の事務の時に、マイナンバーを取りに来た職員の方に、封をして渡していらっしゃると思います。

こういったように、マイナンバーが他の職員の間には必ず触れないようにしているといったようなことなんでしょうね。

事務局 はい。

委員 特に学校事務なんかにおいて、それを徹底できるかどうかでところでしょうね。

結局今回の独自利用事務の追加で、就学援助とかで、マイナンバーを取り扱う方が増えますからね。

そこら辺りの教育を徹底して欲しいと思います。

また、先ほども説明があった、マイナポータルにおいて、自分の情報がどう使われているか、調べられるということですが、まず、各事務にマイナンバーが使われるということを、利用の申請があった段階できちんと説明もするということが重要ですよ。

事務局 委員の懸案は、この建物から離れていけば、そういう意識が薄れていって、マイナンバーを扱う現場において、個人情報粗雑に扱われる可能性があるんじゃないかということかと思っておりますので、その辺りはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

委員 1件でも、そういうのがあると、もう制度自体が信頼されなくなりますからね。

そういうことを踏まえての防衛策が答申の一つ目を書いてあると思っておりますので。

会長 何か他に御意見とか御質問とかありますか。
問題なければこれで答申ということよろしいですか。

委員 はい。

会長 では、以上の内容に配慮して、徹底してください。
本日付けで答申とします。

（事務局 監察課に交替）

【審議】

(2) 徳島県個人情報保護条例の一部改正について

- ・ 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い徳島県個人情報保護条例の規定を整備することについて

会 長 それでは、新たな諮問事案である「個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い徳島県個人情報保護条例の規定を整備すること」について、審議を行います。

 まず、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 国の個人情報保護制度の改正につきまして、個人情報保護法は、平成27年9月9日に交付され、2年以内の施行ということで、来年9月までには施行されることとなります。内容は、次の4つとなります。

- ① 取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者に対しても法を適用
- ② 個人情報の定義の明確化
- ③ 要配慮個人情報（センシティブ情報）に関する規定の整備
- ④ 「匿名加工情報」に関する加工方法や取扱い等の規定の整備

 行政機関個人情報保護法の改正については、平成28年5月27日に交付され、1年6か月以内の施行ということで、来年の11月までには施行されます。

 これも、個人情報保護法の改正等との並びで、

- ① 個人情報の定義の明確化
- ② 要配慮個人情報（センシティブ情報）に関する規定の整備
- ③ 「非識別加工情報」に関する加工方法や取扱い等の規定の整備が入ってまいりました。

 ③につきましては、民間では匿名加工情報と言われているものを、行政機関個人情報保護法では非識別加工情報という名称で、同じように加工方法や取扱いの規定の整備が行われるものです。

 このような2つの改正を受けまして、県の個人情報保護条例の見直しが必要になってまいります。

 主な検討項目といたしましては、

- ① 小規模事業者に対しても個人情報保護法が適用されるようになったため、県条例における事業者の規定をどうするか。
- ② 個人情報の定義について、明確化するかどうか。
- ③ 要配慮個人情報についての規定を見直すかどうか。
- ④ 行政機関個人情報保護法の並びになりますが、非識別加工情報に関する加工等の規定を設けるかどうか。

 ということを検討していただくこととなります。

 今後のスケジュールですが、①から③に関しては、先に検討していただきたいと考えております。

 民間の「匿名加工情報」や国の「非識別加工情報」に関する加工方法等の詳細については、国の個人情報保護委員会が規則において定めていくということで、現在、まだ詳細が出ておりません。民間の匿名加工情報につきましては、9月30日に規則案がパブコメに出されておりますが、国の非識別加工情報については、情報が入っていない状況もございますので、

非識別加工情報については、分けて検討していただきたいと思います。

(事務局 (監察課) 資料 2, 3 により, 個人情報保護法
及び行政機関個人情報保護法の改正概要について説明)

2つの法律の改正を受けて、条例では、具体的にどういったところを検討していかなければいけないかといいますと、先ほど、条例の見直しの主な検討項目として4点挙げておりましたが、非識別加工情報については、後で検討していただくということで、残りの3つについて検討をお願いしたいと思います。

まず、個人情報の定義についてですが、条例の現行の規定としては、条例第2条第2号に「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定がございます。

改正前の個人情報保護法と行政機関個人情報保護法については、今の条例の規定とほぼ同じでございます。違う点は、個人情報保護法の場合は、かっこ書きの「他の情報と照合することができ」というところが、「他の情報と容易に照合することができ」というふうに、「容易に」という言葉が入っている点となりますが、それ以外は、ほぼ同じ内容となっております。

これが、改正後は「個人識別符号が含まれるもの」とそれ以外のものと2つに概念を分けております。「個人識別符号」とは何かといいますと、「身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号」と「対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号」ということで、具体的には何かというと、個人情報保護法の政令や規則案で示されております。

改正理由につきましては、2003年の制定から現在に至るまでに、情報通信技術が発展し、「個人情報」に該当するかどうか判断が困難な「グレーゾーン」が拡大し、その解消のため、定義の明確化(個人識別符号)したもので、その範囲自体に変更はありません。また、個人識別符号についても、それ以外の個人情報と異なる取扱いを規定しているものではありません。

このような状況を踏まえ、条例上の個人情報の定義も個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正にならって改正するべきかどうかという点を検討いただきたいと思います。

第2点目の「要配慮個人情報」に係る規定について、条例の規定がどうなっているかということですが、これについては、「定義」と「要配慮個人情報の取扱い」の2つに分けて考えていきたいと思います。

定義については、「思想、信条又は信教に関する個人情報、病歴、身体障がい等の身体に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」となっておりまして、条例の解釈運用基準では、「思想、信条又は信教に関する個人情報」とは、政治的信条など個人の信念や人格形成の核心をなす人生観、世界観があらわれた情報及び信仰する宗教等をいう。「病歴、身体障がい等の身体に関する個人情報」とは、障害の有無、程度、種類及び部位、補装具の有無及び種類、遺伝、血液型、健康診断の受診の有無及

び結果、現在の健康状態、看護記録、訓練記録、治療の内容及び方法、精神的な悩み等をいう。「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」とは、犯罪歴、人種・民族及び門地等をいい、当該個人情報の取扱いによって、社会的差別を誘発させる原因となるおそれのある個人情報をいう。」ということ、広い規定になっております。

要配慮個人情報の取扱いについて、条例第6条第3項で、収集の禁止及び収集の禁止の例外を定めております。

法律の方は、今回の改正で定義が「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」ということで、新設されております。政令で定める記述というの、現在（案）として、5つ掲げられております。要配慮個人情報の取扱いについては、個人情報保護法では、「1 個人情報取扱事業者は、原則、本人の同意を得ずに、要配慮個人情報を取得してはならず、また、当該情報を含む個人データを第三者に提供してはならない。」とし、例外として、法令に基づく場合等が定められています。

また、「2 オプトアウトの対象外になる」と定められております。

行政機関個人情報保護法においては、他の個人情報と同じような取扱いとなっております。

検討課題ですが、条例上の要配慮個人情報の定義というのは、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法とほぼ同じ内容であると考えられますが、改正をする必要があるか、文言を合わせる必要があるかという点になります。文言を合わせるようになりますと、個人情報保護法の政令規則で定めようとしているものも、同じように入れるようになるのかということがあります。また、「要配慮個人情報」の取扱いについては、条例では原則禁止としており、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法より厳しい制限を課しておりますが、これを改正する必要があるかということを検討いただくこととなります。

最後に、事業者に係る規定ですが、条例の規定としては、現在、第45条から第49条までの規定をしておいて、「事業者の責務」、「事業者に対する指導及び助言等」、「調査、勧告及び公表」、「苦情相談の処理」、「国又は地方公共団体との協力」について定めております。この第45条から第47条が現在の規定に至るまでについては、条例が個人情報保護法よりも先行して制定された関係上、平成17年に個人情報保護法に制定、施行された段階で審査会に諮られ、「5,000を超える個人情報を取り扱う事業者については基本法により全国一律に規制されることになるが、5,000以下の個人情報を取り扱う事業者についても、引き続き個人情報の取扱いがなされるべきであり、現行規定を存続させることが必要である。」との答申が出されております。

今回、個人情報保護法が改正されました関係で、全ての事業者に適用される、事業者に対する指針につきましても、現在パブコメ中になっております。地方公共団体についての役割も、個人情報保護法の中に基本理念として定められております。ただ、個人情報取扱事業者に対する監督については、個人情報保護委員会が報告を求め立入検査も行き、指導及び助言、是正勧告及び命令も行うことになっております。ただし、このうちの報告

の求め、立入検査については、委員会が権限を委任できることになっており、第77条で事業所管大臣、金融庁長官等に委任され、そこから政令案の中で、地方公共団体にも委任ができることになっております。

検討課題としては、条例が現在も全ての事業者を念頭に置いているとしても、個人情報保護法の改正に伴い、改めて整理すべきではないかということで、条例第45条から第49条について検討をお願いしたいと思いません。

会 長 徳島県個人情報保護条例が法律より先行して制定され、その後、個人情報保護法が制定、施行され、一度は見直したが、このたび法が改正されたことにより、それに合わせて、今回、再度見直す必要があるのではないか。法の改正により、法に定めができた部分については、条例からの削除も検討しているのではないかとということでもよろしいですか。

事務局 そうです。

会 長 法律が踏み込んだ部分については、あえて、条例に残す必要がないのではないかとこの考え方と、せっかく条例があるのなら、国の法律に合わせて、条例も残してやっていくという考え方もあるということですね。

事務局 そうです。

委 員 匿名加工情報というのは、医療データや観光客のデータ等のいろんな分野で県が持っている情報を、個人がわからないように加工して提供し、事業の発展に寄与するというようなイメージなのでしょうか。

事務局 そうだと思います。
識別加工情報については、まだ情報が十分にそろっておりませんので、そろい次第、検討していただきたいと思いません。

委 員 大きい方向性として、条例を法律におきかえて、できるだけ残す方向か、重複しているところは削除するか、その方向性を決めて答申すれば、議会がどう判断していくかということですね。

事務局 はい。

委 員 一般論として、条例と法がかぶっている場合は、どうするのでしょうか。

委 員 上乘せの部分もあるんですね。

委 員 条例が先進的な部分については、全く問題ないのでしょうか。

事務局 今までは、規制のなかったところについての事業者の調査、勧告、公表でしたが、全てが法にかぶってしまうと、個人情報保護委員会の権限になっているところに、入り込めないのではないかと思います。

- 委員　　そういう考え方もありますね。
　　県が出資したところについてはできるかもしれませんが、一般の事業者について定義づけて、どこまで関わっていくということが、どこまでできるのかというのはありますね。
- 委員　　個人情報保護条例が法より先行した例というのは、徳島県以外にもたくさんあると思うが、監督官庁が、それはそれで尊重するというのであれば残す方向で考えればいいし、それは法律からいうと問題があるとなれば、削除方向にならざるを得ないし、その辺がどうなのかなというのもあるが。
　　県条例の中で、条文を置き換えていってみないとわかりづらいが。
　　削除というのは、第46条や第47条は、国が基本的にするので、県条例で残すようなことはないということですよね。
- 事務局　　はい。
- 委員　　出資法人については、県が関与している団体なので、残しても問題ないかと思うが。県としては、どのような方向で考えているのか。
- 事務局　　どちらとも言いがたいところがあります。ただ、後退するようなことは、おかしいのかなとは思いますが。
- 委員　　後退するぐらいなら、削除ですかね。
- 会長　　これは、いつまでに答申ができればいいのですか。
- 事務局　　来月の審議で方向性を決めていただいて、12月に答申をいただければと思います。
- 会長　　では、今日は、イメージを持っていただいて、皆さんの意見を整理しておいていただければと思います。では、次回、検討したいと思います。

【以下、非公開審議】